

雪冷熱エネルギーを利用した営業倉庫の登録 について

当省は、豪雪地帯に大量に降る雪の冷熱を地域の資源として捉え、雪冷熱エネルギーの利用促進に取り組んでおり、雪冷熱エネルギーを利用した倉庫を営業倉庫として活用することは、豪雪地帯の地方創生、観光資源化にも寄与するものと考えられる。

現行の登録にかかる基準においては、「倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示第5項」において、機械式でない冷蔵室においても登録は可能となっているものの、雪冷熱エネルギーを利用した倉庫についての審査方法が明確ではなかったことから、今般、「倉庫業法施行規則等運用方針」を改正し、雪冷熱エネルギーを利用した営業倉庫の登録を認めることとしたい。

なお、改正概要は別紙のとおり。